

ねらい

- 生徒の暴力行為の発生時に学校として必要な対応について、6段階のレベルに分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、被害者・加害者および教員の保護にもつながるものである。
- ①暴力行為等による被害生徒の被害の拡大を未然に防ぐ。②加害生徒の加害行為を早期に指導し、本人の自覚を促すとともに保護者の協力を要請する。
- ③教員が1人で抱え込まず、適切な指導が行える。④レベルにより対応の主体、責任の所在を明確にすることで問題行動の改善を図る。
- 暴力行為に対する学校の対応について、生徒・保護者等にレベルに応じたチャートがあることを示し、理解・協力を求めることが重要である。

レベル	暴力行為の程度	器物損壊の程度	指導	把握	報告	保護者対応等	連携	教育委員会との連携
0	<ul style="list-style-type: none"> ・じゃれあい ・ちょっかいのかけあい ・軽微なたたく 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪意なく故意に人の物を壊した 	その場にいた教員が指導する	学年 生徒指導主事 管理職 校内生指部会(月1回)	(指導が担任でない場合)担任に報告			
1	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度のけんか ・軽度の暴力 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意に校内の物を壊した ・悪意をもって人の物を壊した 	担任とともに学年教員で複数対応する		生指部会(月1回)	連絡	SC SSW	報告
2	<ul style="list-style-type: none"> ・重度のけんか ・病院の受診が必要なケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな破壊行為 	担任・学年とともに生徒指導主事も入る		学警連絡会	指導・連携		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・重症のケガ ・重篤な暴力 		管理職・外部機関も入る		★その都度報告	連携協力 別室指導	警察等 外部関係 諸機関	ケースにより相談
4	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3以下の暴力行為を繰り返し、改善が見られない 		教育委員会の指導の下に対応する					
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生命・身体に重大な被害が生じる 		外部機関に主導的役割が移る					

★ 関係諸機関（警察・少年サポートセンター・子ども家庭センター・こどもサポートセンター・福祉部局・協助手など）へ状況に応じてつなぐ

留意事項

- いかなるレベルであっても同様の暴力行為を繰り返す場合、重いレベルとしての対応を行う。
- 対教師暴力は、レベル3以上に位置付け、警察等と連携し、被害届を提出するなど、毅然とした姿勢で対応する。
- 教育委員会への報告・相談を密にし、レベル1・2でも警察等関係諸機関と必要に応じて連携を図る。
- レベル0～3は学校主体の対応だが、校長が暴力行為をどのレベルの行為として対応するかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- レベル0でも、必要に応じて保護者連絡を行う。
- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や連絡を行う。
- 被害を受けた生徒・保護者の意向（警察への相談・連絡・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- 本人の状況・福祉的背景等により、個に応じた対応が必要な事案については、レベルに関わらず、柔軟で適切な対応・指導・支援を行う。

レベル2以上

緊急の校内対応会議を開催する 《情報共有、対応方針の協議、役割分担、事後指導》

- メンバー：管理職・こども支援Co・生徒指導主事・学年主任・学年生指・担任（特別支援Co・養護教諭）
- 必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・SC・SSWを加える
- ☆役割分担（生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等）
- ☆状況の把握（事実を時系列で整理【記録】→記録をする担当者を決める）
- ☆対応方針の確認（関係する全ての教員の共通理解）

改善が見られる場合、対応を継続しながら、長期に見守る

- 再発防止に向けた継続的な見守り・指導・支援
- 保護者との協働
- 関係機関との連携